

『廓清』における優生思想の影響と論議の展開

——リプロダクティブライツと障害者の生きる権利の狭間を考える端緒として——

畠 中 晓 子

はじめに

優生学（思想）は、人間社会の「進歩」を遺伝学の原理で説明し、それに基づいて社会「改良」をはからうとする思想として敷衍されていったものとして理解され、また、進化論や遺伝学という生物学上の理論や学説が実際の人間社会の問題の「科学的根拠」として用いられた一つの事例史^[1]としても理解されている。

日本での受容背景には、日清戦争・日露戦争・第一次世界大戦を経て展開される欧米列強の植民地獲得競争により近隣のアジア諸国が植民地化される、この一連の情勢は人種・民族の優劣競争であると日本国内でも伝えられ、この状況に対応する為に日本民族の「優秀性」を確保することが国家・社会の発展のためになるとされたこと、また、不況問題など国内問題に関心がむけられた場合は、「人口の質的向上」として優生思想を前提とした産児制限を一つの解決策として位置づけていたことがある。このような主張は自然科学系の雑誌だけではなく社会事業関係雑誌（『救済研究』（救済研究会）、『社会と救済』（中央慈善協会）など）や教育雑誌上などでも展開された。

近年相次ぐ優生政策に関する事実の判明・その政策責任に対する運動や訴訟から刺激を受けて、非遺伝疾患であるハンセン病と優生政策に関する研究書の出版や優生思想に関する論文の発表が増加している。⁽²⁾

しかし、優生思想のもつ性格からか「現在の時点から否定するべき、全く距離を置くべき思想」として否定し、背後にある優生思想の定着過程での問題（社会問題の解決手段としての優生思想に特に懊惱も無く影響されているという評価等があると思われる）、社会問題の対策に於ける論議の詳細などを見過ごしにしている形での論稿も多い。優生学史研究において新しい局面も出てきている状況の下で提起されているものを生かし得る方向性がこれから研究において望まれていると思う。

本論文では、優生学史研究の先行研究を参考しながら、当時の社会事業関係者が著述したもの、特に廓清会の発行雑誌『廓清』を中心に当たり、社会事業の形成が展開する大正期において、社会事業関係者にとっての「遺伝」という科学的根拠をもつた優生学（優生思想）の位置付け、優生思想の定着過程における社会事業関係者の視点形成（社会問題、特に廢娼と疾病という問題に関連して）はどのようなものであつたのかを焦点におきながら検討したい。

一 優生学史研究の成果と研究課題

優生学史研究における先行研究と視点のひろがり

科学史研究の中では、「ナチスの人種政策の先駆あるいはポストナチス」というような視点に基づく批判が先に立つ研究が多くなったとされる優生学史研究だが、短絡的に優生思想とナチス・ドイツの行為を直結させて批判する視座から、教育・社会政策などの周辺分野と優生思想との関係及びその中の位置づけ・影響が研究されつつある方向に変

化している。

つまり、当時のナチス・ドイツ等の状況のみが特殊ではない以上、優生学史研究については、優生学の大規模な社会適用と継続が、大した反対もなく成立した構造上の問題を考えなくてはならない⁽³⁾という視点が拓き始めているのである。

日本における優生学史研究は、鈴木善次が『日本の優生学—その思想と運動の軌跡—』⁽⁴⁾を著し、緒についたと言わ
れているが、それに先行する形で、同じく鈴木氏の「日本における優生学運動の一側面—池田林儀（しげのり）の
「優生運動」を中心にして」⁽⁵⁾などがある。これら一連の研究では、優生学史研究の自然科学的な視点に優生学運動が影
響を与えた社会との関連を鑑みながらの科学社会学的研究対象としての視点が備わるようになってきている。鈴木氏
らの研究は、優生思想の研究がイコール・ナチスドイツの優生政策批判という視座からの一つの方向転換でもある。

鈴木善次の『日本の優生学』は、先の視点を受けて、優生学の創始者ゴルトンによる「科学的」根拠をもつた優生
思想の明治初期における導入から、戦時下の国民優生法制定の時期を主にして、自然科学の成果として優生思想の
「科学性」を検討するより、優生思想の伝搬を促進した社会運動としての「優生運動」の実態・影響などに、より重
点をおいて書かれている。

また同時に、これら日本の優生学（優生思想）に関する研究が目立ち始める一九八〇年代は、日本の優生思想・政
策研究について、「非合理で非科学的」と断罪する（優生思想に自然科学の根拠があるのかないのかを問う、つまり
せ科学かそうでないかを問う）動向からの変化が見られる時期でもある。即ち、ナチス・ドイツの優生政策の批
判や「非合理で非科学的だと断罪する」事だけに収まらない問題性を日本においても抱え持ち、それと対照しなけれ
ばならぬ視点への方向転換でもある。

一九九〇年代初頭には、優生学史研究において、従来優生学史が配置されてきた「科学的根拠としての正誤・ナチスドイツと直結させての善悪の二元的構図」だけでは論じきれない問題があり、その見直しが鈴木善次、松原洋子、坂野徹らにおいて提起され、同時に、優生問題の現代的様相を考察する時に、遺伝学のみではないより広い視座からの再構成⁽⁷⁾が必要だとも提起している。

それ以降、産児制限運動との関連の考察⁽⁸⁾、教育史における能力観・教育観への影響の分析などがあり、諸問題の検討が個別的に行われている形となっている。

近年では、やや拡散性はあるものの、史料の蓄積を行いつつ近代日本の社会政策に対する優生思想の成立の構造について再検討がなされている状況で、米本昌平の「優生思想から人種政策⁽⁹⁾」では、ヒトラーの思想が生物学的人種概念と国家が直結しており、国家は生物学的人種が構成する民族共同体であるがゆえに、混在する社会問題の解決のために同一人種で構成する民族共同体が適切だったという視点を持っていたことが挙げられ、高木雅史の「大正デモクラシー」期における「優生論」の展開と教育⁽¹⁰⁾においては、明治中期以降移入された優生学は、対外膨張政策を背景とした人種・民族間の競争に勝つための人種改良の必要性、社会問題としての人口問題・貧困問題の解決策をもたらす理論として位置づけられ、同じく高木氏の「一九二〇～三〇年代における優生学的能力観⁽¹¹⁾」においては、当時の優生学者である永井潛（ひそむ）が、国家有機体（社会国家と細胞たる国民）説にのっとり、生物学の立場から社会政策の必要性を語り、永井の優生思想に基づく社会観・国家観は日本の国家主義政策を補完する機能を果たしていったとしている。

日本での研究蓄積において、優生思想は、「国家」は同一種族としての民族共同体が構成するという根拠を強化し、また、社会問題の原因の究明や解決策について、優生思想の中での一個の細胞としての「国民」と単純な国家有機体

説とが結びついて、生物学的一元論に論議を還元する役割を担っていたことが得られている。

優生学史研究の成果から浮かぶ課題

近代日本における社会事業者の優生思想の影響についての関連の先行研究は、加藤博史、杉山博昭、藤野豊、高木雅史などの論稿が挙げられる。

次第に成果が蓄積されつつある状況だが、「展望・優生学史研究の動向（III）」⁽¹³⁾では、藤野豊の『日本ファシズムと医療』⁽¹⁴⁾について、当時優生学の名の下に生産されていた多種多様な言説や行為が著しく単純化され、優生主義はファシズムに還元されてしまっているのであるという書評もある。

しかし、藤野氏を始めとする先述の研究者には、近年の自由主義史観や「優生保護法から母体保護法への改正」などの動向にも課題を感じているからこそ、ナチス・ドイツの下での優生政策や太平洋戦争下での日本の優生政策を、意味を薄める形での他の総力戦体制一般への解消をしてはならない、当事者の権利性・優生政策の責任に関する議論が不十分だと考えられている上での提示とも思える。

藤野氏の提起するものとして、その著作『日本ファシズムと優生思想』（かもがわ出版 一九九八年）において、ファシズムを単に総力戦体制一般には解消できない特異性があるとした上で、その前史として一九一〇年代から一九二〇年代には優生思想の社会的受容基盤が形成され、その優生思想の賛同者には産児調節運動家、廢娼運動家も多くいたというものがある。

同書の「補論」においても、社会事業に関係した多くのキリスト者がなぜ優生思想を支持したのかが記されている。その中でも藤野氏は、廓清会の発行する『廓清』の中での論議に注目し、『廓清』八巻九・十合併号の「遺伝と

環境号」（一九一八年十月）などから、廃娼運動、特に廓清会の背景には単に人道的理想論のみがあつたのではなく、日本民族の「生物学的発展」を国家の帝国主義的発展と同一視するという優生思想が横たわっていたことは明白であり、第一次大戦後、国家間競争の激化という状況下で社会問題となつて結核・花柳病・ハンセン病等を防止するには、民族改良を行うことを課題としていたことに優生思想を受け入れる背景がある⁽¹⁵⁾としている。

しかし、この枠組みでは、国家を形成する国民は同一種族・等質で強壮な国民であることが望ましいという言説が、終始、言論上・政策上の支配をしていたという点に論述を収束させる形となり、優生思想を批判しながらも、優生学（思想）とどう対峙し、廃娼運動の中にどのように位置づけたのかという過程は分かりにくくなる。

先述の藤野氏の著作の書評における課題を考慮しつつ、先行する研究者の提示したものと併せていくために、廃娼運動家に焦点を当てて、彼ら彼女らの優生思想の影響についてみていく。

今回は、廓清会の活動の過程を考えていって、優生思想がどのような位置づけを与えたのかという点と、それらを踏まえての「廃娼論」の展開を見る。

二 史料検討から見る廓清会の優生思想との対峙と廃娼論の展開

史料について

廓清会の発行していた『廓清』（一九一六（大正五）年～一九一八（大正七）年分）を中心に参考して先の課題について考えていく。

『廓清』を参考することについては、廓清会自体が一九一一（明治四四）年の設立以来、在来局部的なものだった

廢娼運動をキリスト教全体のものに推進した存在であり、廢娼問題を宗教上の意義だけでなく社会問題として位置づけようとしている雑誌でもあり、優生学を唱える医学者などの投稿も散見され併せて廢娼活動の意義について論ぜられている雑誌もあるからである。

『廓清』を参照する時期と理由については、「『廓清』において「遺伝と環境号（一九一八年）」という特集号が組まれた年を中心に、この時期を前後して集中して見ていく事で、廓清会における優生学（優生思想）に関する取り組み方やその前後の推移の状況が比較的鮮明に追えるのではないか」ということにある。

本論文では一九一六（大正五）年から一九一八（大正七）年に発行された『廓清』（第七卷一号から第九卷十二号）を中心に、優生学に関する論評等を参照しながら、『廓清』の中での優生学（思想）の位置づけや、廢娼の意義と優生学との対峙の中での諸会員のためらいや廢娼論・優生思想に関する新しい論点への展開過程をみていただきたい。

史料検討

（一）「遺伝説」との対峙

「遺伝説と婚姻法」（小河滋次郎⁽¹⁸⁾）では、犯罪・浮浪乞食発生の原因としての遺伝説が本当なら、その予防に婚姻制限の議論が起きるのも無理はないとしており、犯罪や浮浪乞食の発生の原因と遺伝説の関連が記されている。その一方で、犯罪における刑罰と遺伝での対策は別次元としている。

「如何なる配偶を選ぶ可きか」（矢島樟子⁽¹⁹⁾）では、遺伝的視点を重視した配偶を論じてはいるのではなく、矢島の考える「生き方」観を尊重できる配偶を良しとしている。

「社会の破れ目」（慎默生⁽²⁰⁾）では、犯罪対策としての法による制限と発生原因を考える時の「先天性」の視点に触れ、

そのような枠の下では解決しにくい犯罪者の自尊心について記している。

この時点では遺伝説について直接正否を論ずるのではなく、優生思想と次元を異にしたり、犯罪も社会的原因があるからと（貧困の要因となるとされた怠惰や犯罪を取り締まるためにロンドンの衛生局長など「不出来な者はみな死んだ方が良い」という人種改良者⁽²²⁾もいるが、と言い置いているが）、優生学では解決しきれない犯罪者の自尊心の尊重を認識する形で優生思想に直接向き合うためらしいをもつていて。

「遺伝説」の科学的根拠やその中で生まれる「優劣の区別のある「遺伝」」の「価値」は論ぜずにより、「遺伝説」について判断は中止されている状態だが、アメリカでの事例⁽²³⁾など海外での対策（「遺伝説」と犯罪の関係での対策）も耳に入り、社会が「遺伝説」による「社会問題を頻出させる血統」のために公費を支出しなければならないということが告げられ、そう言う視点での「社会での法律化」が望まれている事が報告される。そのような視点が出来ると、いきおい、「遺伝説」と取り組まざるを得ず、廓清会の「廢娼運動」とそれに伴う「花柳病」の予防などの活動目的からも取り組みの必要性が生じる。安部磯雄も「大正五年を迎へて我徒の覺悟を述べ⁽²⁴⁾」で、廢娼運動の必要性を述べた上で（公娼を廃止すると密売淫が増加するという意見があり）、公娼廃止により梅毒の蔓延があるかもしけないが、その防止のために「国民は其為になら多少の負擔を増す位は喜んで迎へなくてはならぬ」としている。これらのような形で、「国民」と「社会」に表れる諸問題との関わりが提示されている。

しかし、優生思想については直接その科学性の正否（似非科学かそうでないか）を論じていない・疑念を抱いていないために、そのまま「優劣の種別」によって問題を分かつ状況となる。だが、そのような短絡的な形では「国民」として諸問題に取り組みきれないことを、廓清会的主要役員（安部磯雄、島田三郎、矢島栄子ら）は理解していたと思われる。「国民」として、「遺伝説」の影響に気づくということは、優生思想が「国民の覚醒」の為の促進・補強と

いう作用を及ぼす事にもなるかもしないが、何よりも優生思想から生まれる「優劣の区別」について論ずることを回避すること、「しかしそれを当然の理としたままであるので、廃娼問題や「花柳病」の伝染が「優劣」の点に引きずられる形になり、その状況下で「国民」が諸問題を取り組むという事態も生じる。

(二) 優生思想への「気付き」の促進

そこで、「道徳」をその構図に補うことで、優生思想のうちの「遺伝の優劣」を問う姿勢や廃娼問題と取り組む視座に変化が出てくる。変化が表れている論稿として「貞操の意義と価値」(内ヶ崎作三郎)⁽²⁵⁾がある。ここでは、「道徳的な真理は人類幾万年の経験によって生み為されたのである」⁽²⁶⁾から個人の力で失われるものではなく、それだけのものを積み上げてきた人間が品行方正にしていたら、子孫は健康であるはずだとしている。性の乱用は天測を犯すことであり、野蛮人の男女関係(動物)と同じである。性の乱用は子孫に遺伝の呪いが現れるので、人間は常に社会(両親・先祖・家族・国家社会で構成される)に生きているから道徳を守るべきであるとしている。

「道徳的な真理」は個人の力で失われるような弱いものではない「天測」として考え、これを守ることで子孫は健康であるはずとして、「遺伝の呪い」を広げないようだ、人間は「社会」の中で生きていることを考えて「道徳的な真理」を守るべきであると、道徳と「遺伝説」の関係を強固に証明しようとしている。「国民」として、「遺伝説」への気づきを急速に突きつけられる変化があらわれていて、優生思想の位置づけについては、「遺伝の呪い」と「子孫の健康」という「危機」によって、「遺伝説」への気付きに「国民」を急迫させる材料となっている。

これらの論議で、「道徳的な真理(天測)」を実行することが「遺伝説」の問題を解決できるという「国民」像が提唱されている。ただ、「国民」の中に娼妓あるいは「花柳病」になつていてる当事者は対象として入っていない。

「民族衛生論」（油谷治郎⁽²⁷⁾）では、花柳病の影響で夭折する子供も多い。それは、男子は快樂を追うて不潔なる醜業婦を弄び、而して病毒を其純潔なる家庭のうちに移植し、不妊娠、死産、不具、病弱児等を発せしむるのである。

公娼制度について、それを許すのは文明の世にあるまじき蛮風ではないか、私娼についてもことごとく之を罰して検査を施すべきである、としている。

ここでは、「道徳」を守らなければ不妊娠、死産を招くことなどが提出され、「道徳」を重視する廢娼運動の構図の前には、子供の夭折等を招く「花柳病」の発端となつてゐる娼妓はことごとく検査をする対象であり、娼妓自らが「国民」として「花柳病」「遺伝説」と取り組む視点が希薄になり、彼女らの存在は「道徳」の影に埋もれることになる。娼妓をそのような存在とみなして廢娼論を形成していくこととは、「道徳的な真理」を守れないことが「花柳病」の伝染とそれに伴う「死産・夭折・不具」の増加を招くという「恐れ」となり、それを充分に検討しないまま、娼妓を「根源」とみなして対策を立てる事になる。

即ち、「谷本博士の公娼論を評す」⁽²⁸⁾での安部機雄の場合でいえば、「私どもが公娼制度に反対するのは人道問題が主であるけれども風紀問題も其おもなる理由の一であることは申すまでもない」と廢娼運動をとらえることになる。

廢清会では、「遺伝説」への恐れをどのように廢娼運動の中に位置づけながら活動を行つていくのだろうか。

（三）廢清会での「遺伝説」の位置づけ

「結婚の目的と遺傳」（安部機雄⁽²⁹⁾）では、「子供の善良で強壮なことが吾等家庭幸福の基であるとすれば、善い強い子供を得る様に妻や夫を選択することが必要である」とし、第一次世界大戦で「歐州では戦争でたくさん的人が死んだので之を補充するには如何にしたならよからうかと其筋の人々は心配して居る。男女の交際を今少し寛大にして、

今少し自由にしたなら善かろうという人もある。人間の粗製濫造は決して善良な強壮な子孫を得る所以でない事は云うまでもない。実に道徳を無視した話で彼等白人が墮落をした証拠である。今までは全ての点において白人に負けたが、これからは決して彼等に負ける事はない。彼等は人口補充を問題として居るが、我々は単に人口問題ではない、優れた人を残して行くという事を務めねばならぬ。隣の火事を見て喜ぶのではないが歐州の戦乱は歐州の人種をして劣等ならしめ、遂に彼を凌駕するに至らしめるだろうと思うて我々は喜ばねばならぬ」⁽³³⁾としている。

安部において「遺伝説」を廃娼運動の中に消化していくことは、強壮で善良な子供を得ることが幸福だとするならば、第一次世界大戦後の「人口補充のための白人の粗製濫造」が道徳を無視した形で行われるその一方で、日本人が道徳を守ることで白人を凌駕する機会と考えている—という形で、「遺伝説」を「克服」していくことになる。

そのような廃娼運動の形成過程の中での「廃娼運動に取り組むべき「國民」像」の提出が「男女交際問題研究の必要」⁽³⁴⁾（島田三郎）で行われている。

「男女交際問題研究の必要」では、「女子の能力を認めざる東洋諸国は之より戦争にも平和にも世界的競争の仲間入りをする現代において依然として女子を無視すること」き態度であつたら、此の競争に国家としても人類としても劣敗に陥らなければならぬ⁽³⁵⁾として、「婦人の思想が高尚であり純潔であり体力が強壮であるならば、必然の結果として第二世の子女は其の性質を遺伝して優良なる人を得るが、之に反して卑屈にして劣弱、病氣がちの婦人を男子の伴侶とし、男子は其の短所を却つて与し易きものとして之を利用するが」とき考え方であれば、人種の改良は絶望である。後來の繁栄を図るのは、婦人に対しての思想改革が第一の緊急問題であるということになる⁽³⁶⁾としている。

「廃娼運動に取り組むべき「國民」像」において、女性の場合は、「思想が高尚であり、純潔で強壮な体をもつ婦人」⁽³⁷⁾が理想とされ、娼妓達は「人種の改良」をも前提とする廃娼運動の構図の前に精神的にも肉体的にも阻害される

形をとることになる。

このような状況において、優生学者である永井潛は、「人種問題と國民衛生」⁽³³⁾では、「逆淘汰」の発生する戦争への反対と「花柳病」と切り離せない軍隊の否定を述べ、日本の現状は「生物学的進歩の妨げ」の状態である。なぜなら「國民の壯丁」を増やせない知識階級は「一角の事業を遂行せんものと為すが為其處に勢い晩婚の弊が生ずる。晩婚は生殖力の旺盛な時期を経過しての結婚であるがゆえに当然子供の数が少なくなるので、またその他に生活上の都合から産児制限をしているものがいるが、どちらも社会の事情如何にやむを得ざとするも國家百年の計からいえば嘆かわしい次第である。知識階級と見るべき上中流階級は人工的に避妊するか、生殖力の乏しいわゆる劣種」⁽³⁴⁾なのであり、「人種問題と國民衛生」⁽³⁵⁾においては、「共働き・女性の労働の予測される増加から生じる出生率の低下」に対して工場法の成立に賛意を示し、文明（物質的満足）は死亡率を減じさせるが、老年者についても同様であり、人口率の変化が生じる可能性がある。しかし、「優生学が最近やかましく言われるようになつたのは、文明の重荷を跳ね返そうと少数でも優秀者をつくる危機感があるから」⁽³⁶⁾としている。

優生学における見地において、つまり、「生物学的進歩」を伴つた見地において、当時の「文明」の影響（社会問題、出生率や労働、花柳病など）に対処した形での論理を展開しているようにも思えるが、「生物学的進歩」と「國家百年の計」が直結しており、その間に問われるべき「國民」の労働状態、子供を産む「女性」の位置づけが希薄であり、当然、「花柳病」を背負わされている「娼妓」の存在も永井潜の問題枠組みからは問われる必要性が希薄な存在になり、優生問題における「人種の進化」の大目的の前に、「女性」「娼妓」を組み込まないで排除する形になり、「女性」「娼妓」の位置づけが非常に単純化されたものに留まる可能性がある。永井のこのような問題枠組みを受け、廓清会の他メンバーはどのような受け止め方をしたのだろうか。

(四) 「優生学」論の影響を受けて

少し遡るが、安部磯雄の「新年と修養」⁽⁴²⁾では、「国民」は花柳病と酒毒とに就て、餘りに無頓着すぎ、二大害悪が、習慣上害悪と感ぜられないといふは、洵に不思議であると謂わねばならないと警告を発し、その理由を「偉人に二代なき所以」⁽⁴³⁾という項目を挙げて、日本の男性の花柳病罹患率が九割を越し、毎年の壮士検査の成績が体格不良となつてゐるのは、病毒の害が脳髄に影響を及ぼし精神上においても墮落をしてゐるのだとして、現状から「国民を警醒」する必要があり、それが廓清会の任務でもあるとしている。

「花柳病」は、感染している当事者だけでなくその子孫にも「遺伝的影響」が出るといふことや、犯罪者や娼妓となる者が頻出するような「血統」自体に問題があり「花柳病」自体もその「血統」とセットで考えられることが多い。同号の添田壽一の「家庭生活の廓清」⁽⁴⁴⁾では、現在のこの社会に欠けているのは、自分自身に對する義務の觀念⁽⁴⁵⁾であり、國家・社会・人生に対しても「責任」をもつ生活がされていない現状を憂えている。「国民」が浮薄で自己責任を理解していないと政治自体も成立しないという視点をもつ。したがつて、日清・日露戦争で他国から評価された「日本國の軍事上の知識即ち軍略」⁽⁴⁶⁾の優秀さを示すためには、つまり國威を發揚するためには、「國民」もそれにふさわしい努力をしなければならないとしている。

「私娼問題を論ず（一）」（菅原生）⁽⁴⁷⁾では、梅毒・淋病などの「花柳病」は「亡國病」であり、妻の不妊症・子供の脆弱体質を与えるものととらえている。これらは、優生学での調査やその調査結果への価値付け、それらが影響した問題解決の視点が補強剤となつてゐる論説である。「道徳」のみで優生学等の補強がない状態ならば、こういう形での「國民の覺醒」には至らなかつたであらうと思われる。このよだやな形での「國民の覺醒」がとなえられたからこそ、

「婦人の體質に就て」(吉岡弥生⁽⁵⁾)では、現状での美人とは吹けば飛ぶような容姿ではなく頑丈で活発な者が相当するのであり、「私の健康法」(矢島樟子⁽⁶⁾)では、自身は八五歳の現在まで「精神の集中（精神を鍛えること）」で病気らしい病氣もせず、背も曲がらず健康であることを伝え、「社會道德の不健全、國民の精神、思想の不健全⁽⁷⁾」の治療は、身体の健全に帰するものなのだとしているのである。

(五) 「人格主義」の形成と、「道徳」「良妻賢母」像の変化

健 康 体 を つくるのに、「自覺的な國民」像が提示されている。その中での「婦人像」は、従来の「良妻賢母」とは少し変化した形を取りだしている。それが、「廓清時言」(江南⁽⁸⁾)に表れており、そこでは、西洋文明に接して得た吾人の最大の収穫は「自分に對する道徳を教へられたる事」であり、古来の日本の道徳は他人に対する道徳、つまり強者におもねる道徳であり、近來の視点は「他人に對する自己の行為を規範するものとなすよりも、根本的に自己の人格的価値に基くことこそ、「道徳」はより「自覺的に」、「真善」なものになるとして、婦人問題等もこのような「道徳」を踏まえた「人格主義」の上に導かなければ眞の和平幸福は望めないとしている。「良妻賢母」についても強者におもねる形での「過去の道徳」に立脚したものでは意味がないとしている。

「人格主義」の形成は、「家族主義」(『廓清』誌上では、「家長のみの権利を優先し、他の家族員の権利を侵害している。女性達は、強者におもねる・体面を気にするという形での「消極的な道徳」によつて生活をしており、現状には合わない制度であるという評価)でも「個人主義」(『廓清』誌上では、「個人を偏重し社会を軽視しているという評価」)でも問題が出てくるという形で行われるようになる(「人格主義重視」の論説については、次のようなものがあり、「戦後の日本婦人の第一努力」(三谷民子⁽⁹⁾)では、従来の「消極的道徳」から、事を自由に批判する能力と決断

力を得た「眞面目な努力に依つて、積極的道徳の向上」をはかる事が唱えられ、翌年の「廓清時言」(江南)では、「教育の根本は男女を問はず人格主義を外にして求べきに非る也。人格の自覺なくんば良妻賢母も畢竟空洞のみ」であるとしている)。『廓清』内でのフェミニズム一般への評価は、「権利の要求の根底には義務が之に伴はねばならぬ」という条件を了解している状態ならば評価されるが、「新しい女」を代表する伊藤野枝や平塚雷鳥らの末路を見よと「義務を果たさず権利ばかりを主張した」とみなされる場合には批判的な評価もある。六合雑誌で掲載されていた与謝野晶子の「男女道徳上の『疑問』」⁽⁴¹⁾で、新しく形成された「人格主義」を備えた「道徳」からの女性達の解放を提示したことに対し、一條忠衛の「戀愛と性慾と健康」⁽⁴²⁾による返答は、男女交際機関を設立して司法的な健康証明書の登記制度によつて配偶者を選択する方法が妙案であるとして、様々な条件を調べた上で（つまり、「自覺」した上で）結婚することが、与謝野晶子のいう「恋愛結婚」を確実にするものであり、民族の衛生を向上することは言うまでもないとしている、というものであった。

これらを受けて、優生学を有力な根拠とした「人格主義」が明瞭になつたのが、一九一八年五月に行われた廓清会本部大演説会⁽⁶⁴⁾であり、そこでは岡村龍彦医学博士による「遺伝梅毒の禍害」の発表、安部磯雄により「善種学に就て」として男女道德を善種学上より実証するという記事も見られる。

また、同年八月の「廓清運動と法制（其一）」（油谷治郎⁽⁶⁵⁾七）では、米国の廓清運動を例に挙げ、彼の国の廓清運動が女権拡張運動の一方で、不純なる血液を退けて民族の純潔なる血液を保つにつとめ、もって強健優秀なる民族を築き上げんとする国民的優生学（ナショナルユーニクス）の運動に負うところも少なくはないとしている。

この一年内外に『廓清』内に形成された「人格主義」という概念は、以前の「道徳」に押し込められた娼妓或いは妻達を議論の俎上に乗せ得るものではあつたが、一條忠衛の「男女道徳上より観たる遺伝と環境」においても、道徳

又は法律上より人道的に許された夫婦間の合法的な子供が男女道徳上の善良なる人格を遺伝せるものであり人類における優良種の最高模範として人種衛生上の理想であることを提示している通り、「人格主義」が女性に認められたのは、廓清会の使命となる「吾徒社会の改善を企て男女道徳を講ずる者の立場として、遺伝と環境の及ぼす影響を明らかにし、進んで優境と優種をつくりださんこと」⁽⁶⁷⁾を実施していく上での範囲に過ぎない。このような中で「人格」⁽⁶⁸⁾を与えた「婦人像」が麻生正蔵の「婦人問題より觀たる遺伝と環境」によって提示されている。そこでは、婦人は優秀な配偶とともに優秀な身体を子孫に伝え、依つてもつて人類を優秀化するのである。之は婦人が有する最も尊き使命で婦人問題としても重要な位置を占むるものである。今度の戦争で婦人も思いがけない仕事をなし得る事が証明された。病弱な子を生まないように貧民の母に育児及妊娠の心得を受け、健全に育てて艱難に堪え得らるる子供を作るようになればならぬ。母の会というような母を保護する会をつくること、貧民の衛生状態の改善を行ふ公衆衛生、俱楽部など社会教育的機関を開くなど、日本には婦人の働くべき天地は広大無辺である。遺伝と境遇は、共に婦人によつていよいよ優秀化し、文化を進めて人類の祉福を増進せねばならぬ。というものである。

優生学的環境を整備し、その中に公衆衛生、社会教育的機関の整備、公娼・私娼の廃止なども含み、この枠の中での婦人の社会活動の拡充が語られている。

このような「婦人像」こそが理想だと廓清会で形成されていることになる。

三 検討結果から見える社会事業関係者にとっての優生学（優生思想）の位置づけ

検討結果から見える社会事業関係者にとっての優生学（優生思想）の位置づけ、その中でも廢娼運動論の展開にお

いて優生学とどのように対峙していったのかについてであるが、最初は、遺伝説を全く別の次元に置いていたものの、後に「道徳」をまじえて優生思想を理解しようとする過程に入る。その背景には、都市での家族形態の変化、種々の社会問題の発生があり、優生思想はそれへの解決の根拠として通用する思想、かつ、当時の「正しき道徳」を持つ「国民」を形成する根拠としても適合する思想だったということがあった。

優生思想に関する論議を経た「人格主義」という視点を得て、「道徳」の意味は変化し、一九一九年の廓清会会則の変更後の条文にそれが表れる。改正前は、目的（第三条）「公娼制度を廃止し推して男女間に貞潔の徳操を進むるにあり」だったものが、「本会の目的は公娼制度を廃止し、男女間の道徳を高め、且つ各種の方面より社会を廓清するにあり」と宣言されているものである。

優生思想というテーマが提出され、注目され、論じられた背景には、「国民の体格」の「科学的」理解と問題の大ささを自覚しなければならないとされた社会問題の存在があり、「道徳」の意味合いはより当時の社会問題に対応する形で変化したといえる。

しかし、その「精神・肉体の健全」を促進する事が問題解決の根本となるという視点をもつことこそ、廢娼運動の対象者である「娼妓」は、彼女らが背負う「花柳病」の「遺伝的な影響」や、彼女らの「血統」自体から社会問題として「問題性のある人間を頻出」しているという「事実」を担わされ、問題理解の枠から、或いは「問題を解決する当事者」から阻害されることになる。ますます強化された「道徳」に問題解決の視点が置かれることで、また「道徳」概念が「国威の発揚」や「国家百年の計」を支えることに直結することで、「娼妓」以外の女性達には各種問題に対する「自覚」の責任と社会活動の実践が求められ、「娼妓」である彼女達の背負う問題のあり様、「娼妓」という職に就いた背景をありのままに理解できないまま、彼女らの声や望む姿勢が見出されにくい状態で、廢娼運動

が進められていく恐れを一九一九年の廓清会会則の改正⁽⁶⁾は潜めているのではないだろうか。

おわりに

優生学（思想）について「忌まわしい、存在してはいけないもの・古代からあつたもので現在問うべき必要性のないもの」という理解ではなく、それを如何に消化・解消し、社会事業の形成をしてきたかをきめ細かに見る必要性がある。

本論では、大正期当時の社会事業関係者が「優生学の根拠」に、自然科学での根拠だからと簡単に論議を引きずられて収束させるのではなく、「自然科学の成果から出た根拠」と取り組み対峙しながら、産児制限運動・廢娼運動と障害者における権利性の概念を積み重ねる過程の一端をみてきた。

現代においても、リプロダクティブライツと障害者の生きる権利の論議については深い溝があり、共同で権利性を育てていくには、共通基盤（互いに共通する過去の蓄積）が脆弱な状況にある。

今後の課題として、『廓清』を通して戦時下の廓清会の活動に至るまでの優生思想とそれに関わる論議の形成を見ていただきたいと思う。

註

- (1) 鈴木善次『日本の優生学—その思想と運動の軌跡—』三共出版株式会社（一九八三年十一月）九頁。
- (2) 「優生保護法」（一九四八年）及び、「らい予防法」（一九五三年）が制定され、一九九六年の「らい予防法」廃止、同年に「優生

「保護法」も「母体保護法」と改正され、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」「遺伝性疾患などの防止のための人口妊娠中絶に関する規定」を削除する等が行われた。一九九八年には熊本・鹿児島両県の国立療養所在園者が、新憲法施行後にハンセン病患者に対する優生手術を認めた「優生保護法」「らい予防法」を制定したことは違憲であり、国は旧「癩予防法」（一九三一年）を廃止する責任を怠ったとして、国に損害賠償を求める訴訟を起こしている。海外においては、一九九七年にはスウェーデンを始めとする北欧諸国での知的障害者・精神病者を中心とする強制不妊及び断種手術が戦後も行われていたことが報告されている。

近年の優生学（優生思想）に関する研究成果は、加藤博史『福祉的人間観の社会誌－優生思想と非行・精神病を通じて－』（晃洋書房一九九六年）、藤野豊『日本ファシズムと優生思想』（かもがわ出版一九九八年）、マーク・B・アダムズ編著『比較「優生学」史－独・仏・仏・露における「良き血筋を作る術」の展開』（現代書館一九九八年）などがある。その他、ナチス・ドイツの行つた政策やファシズム体制總体の中で行われた健民政策、ハンセン病患者に対する対策についての研究、女性学の研究者による先行研究などがある。

（3） 米本昌平『遺伝管理社会・ナチスと近未来』弘文堂（一九八九年三月）二七頁。（先行論文として米本氏「優生学史研究の現代的視点」（『歴史と社会』四号、一九八四年六月）

（4） 三共出版 一九八三年年。

（5） 『科学史研究』第二期一三〇号 一九七九年。

（6） 『遺伝的天才』（一八六九年）が代表作。従兄のダーウィンの著した『種の起源』に影響を受けたとも言われているが、ゴルトン夫妻に子供がなく、家系調査をしたことが契機になっているのではないか、また、アフリカ旅行で多くの人種にあり、彼等の知的特性に違いが見られたことがダーウィニズムと結びついたのではないか（前掲書（4）二十一頁）とも言われている。

（7） 鈴木善次 松原洋子 坂野徹『展望・優生学史研究の動向（I）』（『科学史研究』第二期一八二号、一九九一年）二三一頁。

（8） 石崎昇子『生殖の自由と産児調節運動－平塚らいてうと山本宣治－』（『歴史評論』五〇三号、一九九二年三月）など。

（9） 高木雅史「一九二〇～三〇年代における優生学的能力観」（『名古屋大学教育学部紀要（教育学科）』第三八卷、一九九二年三月），

同氏「戦前日本における優生思想の展開と能力観・教育観－産児制限および人口政策との関係を中心に－」（『名古屋大学教育学部紀要（教育学科）』第四〇卷一号、一九九三年九月）など。

（10） 『思想』六八八号 一九八一年十月。

（11） 『名古屋大学教育学部紀要（教育学科）』三六卷 一九九〇年三月。

『廓清』における優生思想の影響と論議の展開

- (12) 『名古屋大学教育学部紀要（教育学科）』三八巻 一九九一年三月。
- (13) 鈴木善次 松原洋子 坂野徹 「科学史研究」第二期一九四号 一九九五年。
- (14) 藤野豊 「日本ファシズムと医療－ハンセン病をめぐる実証的研究」 岩波書店 一九九三年。
- (15) 藤野豊 「補論Ⅳ 近代日本のキリスト教と優生思想」 『日本ファシズムと優生思想』 かもがわ出版 一九九八年。
- (16) 同書 四一九頁。
- (17) 廓清会の概要・一九一一年七月に吉原廃廊が全焼したことから、この時にこそ吉原廢止をと、「吉原復活阻止」を目指しての活動を契機に廓清会が成立・発会式を行っている。発会当初の发起人兼評議員・本部役員には、大隈重信、林歌子、植村正久、浮田和民、山室重平、山室機恵子、矢島楫子『廓清』の編集人でもある益富政助、小崎弘道、江原素六、安部機雄、湯浅治郎、島田三郎、小崎千代子らの名前があり、後年には医学者、教育関係者、社会事業関係者がキリスト教信仰の有無にかかわらず加入している。
- 廓清会の発行する『廓清』は一九一一年七月に第一号を発行している。
- (18) 小河滋次郎 「遺伝説と婚姻法」 『廓清』六巻一号 一九一六年一月。
- (19) 矢島楫子 「如何なる配偶を選ぶ可きか」 『廓清』六巻一号 一九一六年一月。
- (20) 慎黙生 「社会の破れ目」 『廓清』六巻一号 一九一六年一月。
- (21) 同書 三六頁。
- (22) 小河滋次郎 (前掲書) から。遺伝説が誤りでないなら「多数の浮浪乞食の徒もまた産出せらるるに至るべき誤であつて、之を豫防するの手段として去勢法を行はぬまでも、少くも婚姻法の上に何等かの制限を加ふべしとの議論の起るも無理はない」とした上で、アメリカ合衆国之内、ミシガン州やコネチカット州などで「法律を以て白痴低能者等の結婚を禁じ（二六頁）、ミネソタ州においても「白痴低能の男子は四十五歳以下の女子と結婚を禁じ、女子にして白痴低能なるものまた結婚の出来ぬこと（二六頁）」になつてゐる。
- (23) 安部機雄 「大正五年を迎へて我徒の覺悟を述べ」 『廓清』六巻一号 一九一六年一月 三頁。
- (24) 同書 五頁。
- (25) 内ヶ崎作三郎 「貞操の意義と価値」 『廓清』六巻一号 一九一六年一月。
- (26) 同書 一四頁。
- (27) 油谷治郎七 「民族衛生論」 『廓清』六巻四号 一九一六年四月。

- (28) 同書 八頁。
- (29) 安部磯雄「谷本博士の公娼論を評す」(『廓清』六卷五号 一九一六年五月)。
- (30) 同書 十五頁。
- (31) 安部磯雄「結婚の目的と遺傳」(『廓清』六卷八号 一九一六年八月)。
- (32) 同書 五頁。
- (33) 同書 五頁。
- (34) 島田三郎「男女交際問題研究の必要」(『廓清』六卷九・十号 一九一六年十月)。
- (35) 同書 六頁。
- (36) 同書 七頁。
- (37) 同書 七頁。
- (38) 永井潛「人種問題と國民衛生」(『廓清』七卷二号 一九一七年二月)。
- (39) 同書 二十一頁。
- (40) 永井潛「人種問題と國民衛生 二」(『廓清』七卷三号 一九一七年三月)。
- (41) 同書 九頁。
- (42) 安部磯雄「新年と修養」(『廓清』七卷一号 一九一七年一月)。
- (43) 同書 六頁。
- (44) 同書 七頁。
- (45) 同書 七頁。
- (46) 添田壽一「家庭生活の廓清」(『廓清』七卷二号 一九一七年一月)。
- (47) 同書 十六頁。
- (48) 同書 十八頁。
- (49) 菅原生「私娼問題を論ず(一)」(『廓清』七卷二号 一九一七年二月)。
- (50) 吉岡弥生「婦人の體質に就て」(『廓清』七卷三号 一九一七年三月)。
- (51) 矢島梅子「私の健康法」(『廓清』七卷四号 一九一七年四月)。
- (52) 同書 十五頁。

- (53) 江南「廓清時言」(『廓清』七巻六号 一九一七年六月)。
- (54) 同書 二頁。
- (55) 同書 二頁。
- (56) 三谷民子「戦後の日本婦人の第一努力」(『廓清』七巻十一号 一九一七年十一月)。
- (57) 同書 十六頁。
- (58) 江南「廓清時言」(『廓清』七巻十二号 一九一七年十一月)。
- (59) 同書 一頁。
- (60) 宮田脩「大戦の産める二つの潮流」(『廓清』八巻一号 一九一八年一月)十五頁。
- (61) 再掲載先 『廓清』八巻二号(一九一八年二月)十六頁。六合雑誌で掲載されていた与謝野晶子の同論文を一條忠衛の回答と共に「甚だ興味深きものであるから」「乞ふて本誌に載することにした」としている。
- (62) 一條忠衛「恋愛と性慾と健康」(『廓清』八巻二号 一九一八年二月)十八頁。
- (63) 同書 二十二頁。
- (64) 「最近の廓清運動」(『廓清』八巻六号 一九一八年六月)三〇頁。
- (65) 油谷治郎七「廓清運動と法制(其二)」(『廓清』八巻八号 一九一八年八月)。
- (66) 一條忠衛「男女道德上より観たる遺傳と環境」(『廓清』八巻九・十号 一九一八年十月)。
- (67) 江南「遺傳と環境號發刊の辭」(『廓清』八巻九・十号 一九一八年十月)一頁。
- (68) 麻生正蔵「婦人問題より観たる遺傳と環境」(『廓清』八巻九・十号 一九一八年十月)二十四頁。
- (69) 『廓清』九巻十一号 一九一九年十一月。